

役務契約書（単価契約）（案1）

発注者と受注者とは各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年8月 日に交付した役務契約約款によって、公正な役務契約を締結し信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	建設機械等チャーター単価契約（2回目：大館・北秋田地区）
案件内容・仕様	別紙1、別紙2のとおり
契約金額 (税込み)	金 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 金 円)
履行期限	契約締結日の翌日～令和9年1月29日
履行場所	別紙3のとおり
契約保証金	免除
備考	特約事項 別紙4のとおり

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和8年 月 日

発注者 分任支出負担行為担当官
米代東部森林管理署長 鉢村 勉

受注者

【別紙 1】

仕様書

第 1 条 約款第 3 条に記載された業務計画表については、運転実施計画書に読み替える。

第 2 条 約款第 4 条の契約の保証については、免除とする。

第 3 条 約款第 8 条受注者の担当者については、この契約履行に必要な現場代理人を選任のうえ、運転着手前に発注者に通知するものとする。ただし、現場代理人と運転者は、これを兼ねることができる。

2 現場代理人及び運転者は、運転現場において発注者の指示にしたがい、運転に必要な一切の事項を処理しなければならない。

第 4 条 契約の満了については、契約期間満了の日以前に、契約書記載の契約金額に達した場合は、その予定金額に達した時をもって本契約は満了したものとみなす。

第 5 条 発注者は、運転実施計画に基づき、受注者に運転実施を指示する。

2 発注者は、緊急を要する場合であって、運転実施計画書に明示されていない運転を必要とするときは、前項の規定にかかわらずその都度受注者に指示することができるものとし、受注者は、やむを得ない事由がある場合のほか、これを拒んではない。

3 受注者は、災害及び危険防止上特に必要と認めるときは、あらかじめ発注者の了承を求めて運転指示以外の運転を行うことができる。ただし、緊急やむを得ないときは、受注者は、独自の判断で上記の運転を行うことができる。これらの場合の運転は、発注者が認めるものに限り、運転時間に算入するものとする。

4 受注者は、その責に帰する事由又は機械の故障等のため、当該機械の運転が不可能となり、発注者の事業実施に支障を及ぼすときは、受注者の負担によりすみやかに他の機械を当該場所に運送しなければならない。

第 6 条 発注者は、受注者の運転の内容について、1 日を単位として、運転開始及び終了の時刻、その他必要な事項を確認するものとする。

2 第 5 条の 3 により発注者の認めない運転時間、第 5 条の 4 に基づく運送時間及び発注者の責に帰さない事由による運転休止時間及び休憩時間は、運転時間に算入しないものとする。

第 7 条 約款第 17 条の検査及び引渡しについては、発注者は受注者の運転が終了したときは、受注者の立会をえて、作業実施要領及び運転実施計画書等に基づき、10 日以内に検査を行わなければならない。

第 8 条 約款第 18 条の業務請負金の支払いについては、発注者は、受注者の運転実績に基づいて、第 7 条の規定により確認された運転時間数に、契約書記載の契約単

価を乗じて得た金額について、受注者の適法な支払請求書を発注者が受理した日から 30 日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

ただし、受注者は、チャーター期間中であっても、検査済既部分に対し、月 1 回を限度として代金の支払いを請求することができるものとする。

- 2 前項の支払いの対象となる運転時間は 15 分を単位とし、29 分以下は 15 分に、44 分以下は 30 分に、59 分以下は 45 分に、それぞれみなすものとする。ただし、14 分以下はこれを切捨てるものとする。

第 9 条 発注者は次に掲げる理由が生じて事業内容を変更する必要があるときは、発注者受注者が協議して契約の変更を行うことができるものとする。

（１） チャーター期間内であって、契約予定金額に達しても予定の作業が終了できないと判断したとき。

（２） 契約以外の建設機械等を使用する必要が生じたとき。

【別紙2】

契 約 内 訳 書

第2号

建設機械等チャーター単価契約（2回目：大館・北秋田地区）

借り上げ機械	品 質 規 格 容 量		予定時間 輸送回数		単 価 (円)	金 額 (円)	備 考
バックホウ	0.45	m3	141	H			山積
ダンプトラック	4	t	8	H			
バックホウ輸送費	0.45	m3	1.5	回			10 kmまで
バックホウ輸送費	0.45	m3	3.0	回			10 kmを超え20 kmまで
バックホウ輸送費	0.45	m3	1.5	回			20 kmを超え30 kmまで
バックホウ輸送費	0.45	m3	0.5	回			30 kmを超え40 kmまで
計							

内訳明細書

第2号

建設機械等チャーター単価契約（2回目：大館・北秋田地区）

単位：時間

森林事務所	予定路線	バックホウ 0.45 m3	ダンプトラック 4.0 t			備 考
長木・矢立	西の又	14				署から 20kmまで 0.5
	牛沢	14				西の又から 20kmまで 0.5
	小計	28	0			
岩野目・高岨	岩瀬	7				小計から 30kmまで 0.5
	平滝	7				牛沢から 10kmまで 0.5
	ツガル沢	7	4			自走
	蛭沢千歳	4				自走
	十ノ瀬	4	4			自走
	小計	29	8			
鷹巣	弥助沢	7				十ノ瀬から 30kmまで 0.5
	鍋越沢	14				自走
	空杉沢	7				鍋越沢から 10kmまで 0.5
	小計	28	0			
七日市	下中の沢	7				空杉沢から 30kmまで 0.5
	多々羅	7				下中の沢から 20kmまで 0.5
	牛沢	14				自走
	小計	28	0			
扇田東・扇田西	中山	7				牛沢から 40kmまで 0.5
	板割沢	7				中山から 20kmまで 0.5
	棚沢	7				板割沢から 20kmまで 0.5
	左一通	7				棚沢から 10kmまで 0.5
						市役所まで 20kmまで 0.5
	小計	28	0			
	計	141	8			

※バックホウ、ホイールローダには誘導員(軽作業員)を配置すること。
※融雪後の林道状況、他事業実行上の都合から、作業箇所、数量については変更となる場合がある。
※チャーター機械についてはアワーメータもしくはタコメータにより時間管理できるものとする。

○ 機械輸送費

輸送機種	※輸 送 距 離	輸送回数（回）	備考
バックホウ 0.45 m3	10 kmまで	1.5	
バックホウ 0.45 m3	10 kmを超え20 kmまで	3.0	
バックホウ 0.45 m3	20 kmを超え30 kmまで	1.5	
バックホウ 0.45 m3	30 kmを超え40 kmまで	0.5	
計		6.5	

※機械輸送の起算点は最寄りの市町村役場（支所・出張所を含む）とする。
なお、輸送回数は重機を積載して往復した場合は1.0 回とし、片道の場合は0.5 回とする。

特約事項

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、役務契約約款第 11 条により対応する。